

公立大学法人山梨県立大学寄附金等取扱規程

(平成22年4月1日制定 法人第5109号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学財務及び会計に関する規則（以下「会計規則」という。）第39条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）における金銭、物品、図書及び不動産等の寄附の受入等に関する取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金銭」とは、会計規則第2条第1号に規定する金銭をいう。
- (2) 「現金」とは、会計規則第2条第2号に規定する現金をいう。
- (3) 「預金」とは、会計規則第2条第3号に規定する預金をいう。
- (4) 「有価証券」とは、会計規則第2条第4号に規定する有価証券、銀行が発行する債券、株式会社が発行する債券、その他理事長が特に確実と認める債券をいう。
- (5) 「寄附金」とは、金銭及び有価証券による寄附をいい、本学が業務提携する業者（以下、「提携業者」という。）に対し寄附申込者が引き渡した書籍等の換金価額も含むものとする。
- (6) 「物品」とは、公立大学法人山梨県立大学物品管理規程（以下「物品管理規程」という。）第2条第1項に規定する物品をいう。
- (7) 「図書」とは、公立大学法人山梨県立大学図書管理規程（以下「図書管理規程」という。）第3条第2項に規定する図書をいう。
- (8) 「不動産等」とは、公立大学法人山梨県立大学不動産等管理規程（以下「不動産等管理規程」という。）第2条第1項に規定する不動産等をいう。

(寄附の申込)

第3条 寄附の申込は、寄附申込書（様式第1号）によるものとする。ただし、理事長が認めた場合は、この限りではない。

- 2 法人の役員及び職員（以下「役職員」という。）は、寄附の申込があった場合には、速やかに理事長に報告しなければならない。
- 3 本学が設置する古本回収箱により回収された書籍等の、提携業者の換金価額による寄附については、匿名による寄附として扱い、寄附の申込は不要とする。

(受入の決定)

第4条 理事長は、寄附の申し込みがあった場合は、内容を審査し、適当と認められるときは、受け入れを決定するものとする。

(受入の通知)

第5条 寄附の受入を決定した場合は、寄附金受入通知書（様式第2号）により寄附申込者に通知する。

- 2 提携業者を通じた寄附の場合、本通知は行わない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、必要があると認めるときは、寄附金受入通知書の取扱いについて、別に定めることができるものとする。

(寄附の受入)

第6条 寄附金については、次の各号に定める場合、これを受け入れることができる。

- (1) 学術研究に要する経費にあてることを目的とする場合
 - (2) 図書、機械、器具及び標本等の購入費にあてることを目的とする場合
 - (3) 学生に貸与又は給与する学資にあてることを目的とする場合
 - (4) 前各号以外の経費にあてることを目的とする場合
- 2 物品、図書又は不動産等による寄附については、次の各号に定める場合、これを受け入れることができる。
 - (1) 教育を目的として学生に使用させることを目的とする場合
 - (2) 学術研究の用途に供することを目的とする場合
 - (3) 前各号に規定するもののほか教育研究の奨励を目的とする場合及びその他理事長が特に認める場合
 - 3 役職員が前各項に規定する寄附を受けたときは、速やかに当該金銭、物品、図書又は不動産等

を法人に寄附しなければならぬ。

(受入の制限)

第7条 前条第1項に該当する場合であっても、寄附金については、次の各号のいずれかに該当する条件が付されている場合は、受け入れることができない。

- (1) 寄附金により取得した財産を無償で寄附の申込者(以下「寄附者」という。)に譲与すること。
- (2) 寄附金による学術研究の結果得られた特許権等の知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附金による学術研究の成果を寄附者に報告(簡易と認められるものを除く。)すること。
- (4) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (5) 寄附申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
- (6) 寄附金を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
- (7) その他理事長が特に法人の業務運営上支障があると認める条件が付されたもの。

2 前条第2項に該当する場合であっても、物品、図書又は不動産等による寄附については、次の各号のいずれかに該当する条件が付されている場合は、受け入れることができない。

- (1) 寄附された物品、図書又は不動産等を無償で寄附者に貸与又は使用させること。
- (2) 寄附された物品、図書又は不動産等による学術研究の結果得られた特許権等の知的財産権を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
- (3) 寄附された物品、図書又は不動産等の処分について寄附者の承諾を得ること。
- (4) 寄附の申込後、寄附者がその意思により当該寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (5) その他理事長が特に法人の業務運営上支障があると認める条件が付されたもの。

(寄附の使途)

第8条 寄附の使途の特定は、寄附者が行うものとする。ただし、寄附者が使途を特定しない場合は、理事長が当該寄附の使途を特定するものとする。

2 理事長は、寄附が当該使途に使用できないこととなった場合においては、寄附者に意向を確認のうえ、その使途を変更することができる。

(現金以外の寄附金の換金)

第9条 公立大学法人山梨県立大学会計事務取扱規程第10条第1項に規定する出納責任者は、寄附者から現金以外の寄附金を受領した場合は、すみやかにそれを現金に換えなければならない。ただし、次の各号に該当する場合で、理事長が特に認める場合は、当該各号が規定する期間現金に換えないことができる。

- (1) 預金又は有価証券で満期が到来していない又は償還期間が経過していない場合で、かつ、その到来前に現金に換えることにより回収される金額が当該寄附金の評価額を著しく下回る場合は、当該寄附の満期が到来するまで又は償還期間が経過するまでの期間
- (2) その他理事長が特に認める場合は、理事長が定める期間

(寄附の移管)

第10条 役職員は、他の公立大学法人及び国立大学法人等(以下「他の機関」という。)へ転出し、引き続き寄附の目的を達成するため当該寄附を移管しようとする場合は、寄附移管申請書(様式第3号)により理事長に申請するものとする。

2 理事長は、移管の内容が適当と認められ、かつ、他の機関の長の同意が得られた場合に限りこれを承認し、当該役職員に寄附移管承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(他の機関からの譲渡)

第11条 他の機関を退職し法人に採用された役職員について、当該他の機関が所有する当該役職員が使用することを目的とする寄附金、物品、図書又は不動産等(当該金銭により取得された物品、図書又は不動産等を含む。)を、当該役職員が使用する旨の条件を付して法人に無償譲渡した場合、理事長はその条件を使用の目的と見なして寄附があったものとみなす。

(現金、有価証券以外の寄附金の出納保管)

第12条 寄附金のうち、銀行が発行する債券、株式会社が発行する債券及びその他の債券で理事長が特に確実と認める債券の出納及び保管については、会計規則第2条第4号に規定する有価証券の取扱いに準じるものとする。

(委任)

第13条 寄附された金銭、物品、図書及び不動産等の管理については、それぞれ会計規則、物品管理規程、図書管理規程及び不動産等管理規程に定めるところによる。

2 この規程に定めるもののほか、寄附金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学 理事長 殿

住所
（法人の場合は所在地）

氏名 印
（法人の場合は法人名及び代表者名）

寄 附 申 込 書

下記のとおり寄附します。

記

- 1 寄附金額又は寄附物品等
- 2 寄附の目的
- 3 寄附の条件
- 4 寄附の名称
- 5 その他参考となる事項

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

寄附者氏名 殿

公立大学法人山梨県立大学 理事長 印

寄附金の御納入又は寄附物品等のお引き渡しについて（お願い）

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から、本法人につきまして深い御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたびは、 年 月 日付けで寄附のお申し出をいただき、誠にありがとうございます。御厚志をありがたくお受けし、法人の学術研究（教育研究、業務運営）のために役立たせてまいります。

つきましては、下記方法により御寄附金の納入又は物品のお引渡しをいただきたく、お手数ですがよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 寄附金又は寄附物品等
- 2 納入又は引渡方法
- 3 その他

以上

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

公立大学法人山梨県立大学 理事長 殿

役職員氏名

印

寄 附 移 管 申 請 書

このことについて、下記のとおり寄附の移管をしたいので、申請します。

記

- 1 移管しようとする寄附の名称
- 2 移管先機関名
- 3 移管金額、物品名等
- 4 移管をする理由

様式第4号（第10条関係）

第 号
年 月 日

役職員氏名 様

公立大学法人山梨県立大学 理事長 印

寄 附 移 管 承 認 通 知 書

年 月 日付けで申請があった寄附の移管については、これを承認します。